

# 随意契約理由書

工 事 名 : 大阪府貝塚警察署地中障害物対策工事

本工事は、現在施工中の大阪府貝塚警察署新築工事建設地の地中障害物対策を行うものです。

大阪府貝塚警察署新築工事（以下、「本体新築工事」という。）では、昭和42年建設の現庁舎（鉄筋コンクリート造地上4階）が施設の老朽化及び狭隘化が著しいことから、機能性・安全性・府民サービスの面での支障が生じており、貝塚市役所前の用地（貝塚市による建物解体後の市所有地を借地）に効率的な警察署機能を確保し、安全性と府民サービスの向上を目指した庁舎の新築工事を令和5年12月13日から行っています。

本体新築工事の杭施工中に深度5から8m付近に地中障害物（残杭）があることにより杭工事が完了できないことが判明したため、地中障害物を除去したうえで残りの杭を施工する必要が生じました。

地中障害物の除去については、土地所有者である貝塚市の責任において対応を行うところですが、貝塚市が新たな予算を確保するには時間を要し、事業に大幅な遅れが生じてしまうことから、施設所管課である大阪府警察本部と貝塚市の協議の結果、本府において本工事（全旋回オールケーシング工法）を実施し、一時的に本府が費用を負担することとなりました。

施工済み杭に影響がある地中障害物の除去するものであり、施工済み杭に影響が生じさせないため、総合的な施工計画を作成し、杭の安全性や品質確保のために、綿密な工程管理、安全管理を行い、また限られた作業エリアの中で円滑に施工ができる、下記の本体新築工事の受注者に施工させることが、最も適切であると判断したものです。

以上のことから、住宅建築局入札参加資格等審査部会に諮り了承を得て、本体新築工事の受注者である大木・矢野特定建設工事共同企業体より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するものとします。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

## 記

工事名称 : 大阪府貝塚警察署新築工事

受注者 : 大木・矢野特定建設工事共同企業体

工事期間 : 令和5年12月13日～令和8年1月30日

請負代金額 : ¥2,288,000,000-